

寒川町訓令第5号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程及び寒川町職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程及び寒川町職員服務規程の
一部を改正する訓令

(寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正)

第1条 寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成19年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あつては、」を「あつては、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1文書館に勤務する職員の項中「1日につき7時間45分で、かつ」を「午前8時30分から午後5時15分までとし」に改め、同表さむかわ庭球場に勤務する職員の項を削る。

別表第2自動車運転業務に従事する再任用短時間勤務職員の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同表文書館に勤務する再任用短時間勤務職員の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1日につき7時間45分で、かつ」を「午前8時30分から午後5時15分までとし」に、同表広域リサイクルセンターに勤務する再任用短時間勤務職員の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表さむかわ庭球場に勤務する再任用短時間勤務職員の項を削る。

(寒川町職員服務規程の一部改正)

第2条 寒川町職員服務規程(昭和46年寒川町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程の規定を適用する。